

令和8年度随時技能検定（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定により、次のとおり令和8年度随時（随時実施する2級、3級及び基礎級）技能検定を実施する。

令和8年3月2日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 随時実施する等級別検定職種

次の表に掲げるとおりとする。

等級	検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目
2級	鍛造	プレス型鍛造法	プレス型鍛造作業
	機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
	金属プレス加工		
	鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
	建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
	工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
	めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
	仕上げ	治工具仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
	機械検査		
	電子機器組立て		
	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法	配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業
	冷凍空気調和機器施工		
	婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
	紳士服製造		
	帆布製品製造		
	家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造法	段ボール箱製造作業	

	印刷		
	プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形法 及びブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形 作業及びブロー成形作業
	強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
	石材施工	石張り施工法	石張り作業
	パン製造		
	ハム・ソーセージ・ベーコ ン製造		
	水産練り製品製造		
	建築大工		
	かわらぶき		
	とび		
	左官		
	築炉		
	タイル張り		
	配管	建築配管施工法及び プラント配管施工法	建築配管作業及び プラント配管作業
	型枠施工		
	鉄筋施工		鉄筋組立て作業
	コンクリート圧送施工		
	防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
	内装仕上げ施工	鋼製下地施工法、ボード 仕上げ施工法及びカーテ ン施工法	鋼製下地工事作業、 ボード仕上げ工事作業及 びカーテン工事作業
	サッシ施工		
	表装	壁装施工法	壁装作業
	塗装	建築塗装法、金属塗装法、 鋼橋塗装法及び噴霧塗装 法	建築塗装作業、金属塗装 作業、鋼橋塗装作業及び 噴霧塗装作業
	工業包装		
3級	鍛造	プレス型鍛造法	プレス型鍛造作業
	機械加工	旋盤加工法、フライス盤 加工法及びマシニングセ ンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御 旋盤作業、フライス盤作 業及びマシニングセンタ 作業

金属プレス加工		
鉄工		
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法	配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業
冷凍空気調和機器施工		
婦人子供服製造		
紳士服製造		
帆布製品製造		
家具製作		
紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造法	段ボール箱製造作業
印刷		
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業
強化プラスチック成形		
石材施工	石張り施工法	石張り作業
パン製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造		
水産練り製品製造		
建築大工		
かわらぶき		
とび		
左官		
築炉		
タイル張り		

	配管	建築配管施工法及びプラント配管施工法	建築配管作業及びプラント配管作業
	型枠施工		
	鉄筋施工		鉄筋組立て作業
	コンクリート圧送施工		
	防水施工		
	内装仕上げ施工	鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法	鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
	熱絶縁施工		
	サッシ施工		
	表装		
	塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
	工業包装		
基礎級	さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装		

注 随時実施する2級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注 随時実施する3級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

注 随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能

実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

随時実施する2級、3級及び基礎級の手数料は、18,200円とする。

イ 実施期日

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会が通知する場所とする。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料

手数料は、3,100円とする。

イ 実施期日

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会が通知する場所とする。

4 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ パスポート又は在留カードの写し

ウ 受検する技能検定試験の下位等級の技能検定試験に合格したことを証するものの写し（2級を受検する場合は、実技試験の一部合格通知の写しでも可）

(2) 提出先

大分市大字下宗方字古川1035番地1 大分県職業能力開発協会

（電話 097-542-3651）

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きすること。

イ 申請書を郵送する場合は、簡易書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、大分県職業能力開発協会が指定する口座に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

6 合格者の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛て書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

ア 技能検定合格証書

随時実施する2級、3級及び基礎級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

イ 技能士章

2級の合格者には2級技能士章、3級の合格者には3級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

7 その他

随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。なお、不明な点については、大分県商工観光労働部産業人材政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。